

# あびこ

## 納税のお願い

町の事業が円滑におこなわれるには、やはりみなさんのご協力がなくてはできません。町税はきめられた期間内におさめるようおねがいます。

### 発行所

千葉県東葛飾郡我孫子町役場  
電話あびこ(0471)82-2111(代表)  
昭和34年7月30日才三種郵便物認可  
発行日 毎月 1日・16日 1部 2円

## 新庁舎まもなく完成

### 九月九日には竣工式

昨年十一月十五日竣工式を行なった、庁舎建設もその後順調に進み来る九月九日竣工式を行なう運びとなりました。

庁舎の位置は(図を参照ください)我孫子町我孫子一、八五八番地先で、岡田茂男さん、大塚豊作さん両地主さんの土地を、お借りし建設したものです。

現在の庁舎は住民本位のセンターであるべき役場が窓口に住民を待たせる状態は、好ましい姿ではありません。各課に米客があっても応接室もない現状ですから、話し声が他の職員に聞こえて事務能率が低下することは否めません。

## 老人、母子福祉大会

### 九月十五日我中体育館で

九月十五日から二十二日までの一週間は老人福祉週間です。この週間も今年で十八回になります。

九月十五日は敬老の日とちりやすい老人の健康と福祉を高め老人に対して、関心と理解を深めようとする日です。昭和四十一年から九月十五日を敬老の日と

して、国民の祝日に加えられる。例年のおおりに、九月十五日に老人母子福祉大会を我孫子中学校体育館で行ないます。参加したい方々は、六十五才以上の老人と母子家庭の方です。

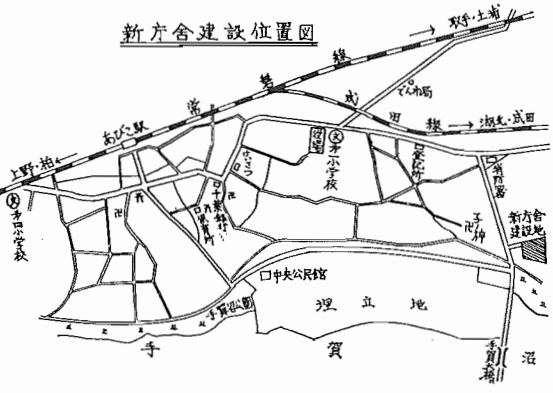
この日は、長寿者に記念品の贈呈、結婚五十年者への記念品贈呈など、のあと、演芸などを催します。

「敬老の日」を迎えるにあたり、老人と人権について考えてみましょう。

老人は多年にわたり社会の進歩に寄与してきた者として、その長寿を祝うとともに、ひろく老人の福祉についての関心と理解を深め、また、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために種々の施策がなされています。

しかし、依然として老人が社会的、経済的および家庭的に弱い立場におかれていく傾向にあることは否定できません。

しかし、老人の人権が完全に保障され、安楽な生活を送ることができるようになるには、わたしたちが関心と理解を深め、あたたかい思いやりが大切です。



## 「防災の日」

### 大切な日頃の準備

災害は忘れられた頃にやってくるといわれますが、最近に於いては産業、交通、文化、日常生活水準の高量化に伴ない災害発生も著しくその数を増し、忘れ得ぬ間に次々と大きな災害が発生して尊い人命や財産が失われております。

天災、人災を問わず、私達の生活を脅かし不幸のどん底におとし入れる災害から、身体、財産を守りより幸福な毎日を送り迎えるために、常日頃から災害の予防に充分対処できることが必要だと思えます。

その準備を整えることが、大正十三年関東地方に起きた大地震を記念して高く国民が台風や地震、高潮、津波などによる災害について認識を深めふだんから、これらの災害に対する心構えを持たせることを目的とし

て九月一日を「防災の日」と定められたわけですが、最近に於いては新潟、福島、十勝沖など全国各地に数多くの被害が出ております。幸い我孫子町に於いてはこのような自然災害による被害は出ておりませんが、もし、このような地震、台風などが起った場合、日頃の準備ができていないと、このように自然現象であるが一度地震が起きてくると、みだりに

からこれらに対する心構えなどを十分研究、準備することが必要であり、「防災の日」の意義を深めることと思えます。そこで大地震などの経験から判断して、つぎのように心がけられれば、平素の心得と密接な関係は、平素の心得をたてておく。

1 ガス、油類の燃焼設備は消化して元栓を閉める。

2 持ち出した家具などで道路を防がない。

3 野次馬的行動はしない。また、公共機関からの情報に注意し、災害対策本部、消防本部、警察署やラジオ、テレビなどを注意して聞き、決してデマ情報に迷い込まない。

## 障害者にも年金支給 請求は早めに

二十才になったときから障害者年金が支給されます。この年金を「障害福祉年金」といい国民年金制度のなかにとり入れられていた人にも「障害福祉年金」が受けられるようになってい

ます。このほか拠出制の国民年金制度が実施された昭和三十一年四月一日以前に病気やケガなどによって自分で日常生活ができなくなっている人も「障害福祉年金」が受けられるようになってい

ます。しかし、この「障害福祉年金」は、年金の金額を国が負担していますので、本人がほかの年金制度から年金を受けていたり、本人や本人の配偶者あるいは扶養義務者に一定額以上の収入があるときは受けられないことになってい

ます。また、「障害福祉年金」を受ける権利は、五年間請

## 選挙人名簿縦覧

### 九月八日から十四日まで

九月一日現在で選挙人名簿の追加登録が行なわれ

ます。これによって登録された方は、昭和二十三年九月二日までに生れた方で、昭和十三年六月一日から引き続き本町に居住している方

です。選挙人名簿が永久に据え置かれるようになってから五日目の追加登録ですが、

選挙人名簿が永久に据え置かれるようになってから五日目の追加登録ですが、

格決定を行ない、九月八日から十四日まで、土、日曜日にかかわらず午前八時三十分から午後五時まで、役場及び各支所で選挙人名簿をお見せします。

選挙管理委員会では、資格決定を行ない、九月八日から十四日まで、土、日曜日にかかわらず午前八時三十分から午後五時まで、役場及び各支所で選挙人名簿をお見せします。

## 町の人口

(43. 7. 31 現在)	49人増)
男 18,583 (前月比 21))	
女 18,953 (前月比 70))	
男女計 37,536 (前月比 32世帯増)	
世帯数 9239世帯	

### 7月の人口動態

計	50	203	17	166
男	24	86	5	86
女	26	86	5	86
出生	117	12	80	59世帯
死亡	12	86	80	27世帯
転入	80			
転出				
転入世帯				
転出世帯				

### ＜早い通報少ない損害＞

火災救急は………119番へ  
布佐地区の火災は……2110番  
消防署へ的一般用務は……  
……(82) 2 2 1 7

